

横查情報月報



2019
2019
4月

横浜市衛生研究所

平成31年4月号 目次

【検査結果】

医動物・種類同定検査結果(平成30年5月～平成31年3月)	1
食品中のアフラトキシン検査結果(平成30年度)	3
アレルギー物質を含む食品の検査結果(平成31年1月～2月)	4

【トピックス】

ミネラルウォーター類の規格基準の改正(平成30年7月)	6
-----------------------------------	---

【感染症発生動向調査】

横浜市感染症発生動向調査報告 3月	10
-------------------------	----

【情報提供】

衛生研究所WEBページ情報	14
---------------------	----

医動物・種類同定検査結果(平成30年5月～平成31年3月)




医動物担当では、人の健康を害し、人に不快感を与える昆虫、ダニ、寄生虫等の試験・調査・研究を行っています。

その中の一つとして、各区福祉保健センター、各市場検査所、事業者などの依頼を受け、昆虫類を中心とした種類同定検査を行っています。昆虫類の種類を同定することによって、発生源、発生時期、人に対する害などが分かるため、効果的な対策を立てることにつながります。

平成30年7月から平成31年3月の種類同定検査件数は、8件で内訳は、昆虫類5件(コウチュウ目2件、ハエ目1件、ハチ目2件)、その他の節足動物3件(ダニ目1件、クモ目2件)でした。

検査結果の詳細は以下のとおりです。

相談内容・発生状況等	写真 (状態、体色、大きさ)	同定結果	生態・その他
自宅内で1mmほどの虫を多数みかける。 <8月>	 成虫、褐色(頭部、胸部に白い蠟状物質付着)1.5mm	ユウレイヒメマキムシ (コウチュウ目)	成虫・幼虫ともにカビの胞子を食する。野外では樹皮下、枯れ木、キノコなどにみられる。屋内にも生息し、貯蔵食物倉庫や食品、壁紙、畳などカビの生えやすいところに多い。ただし、食品を直接加害することはない。
部屋の天袋に虫がいた。 <10月>	 成虫、茶褐色、4.5mm	ナガヒョウホンムシ (コウチュウ目)	動物標本以外に、煮干、固形飼料、毛織物や米ぬか、玄米やトウモロコシ粉等の穀物破片を食する。
耳の中にコバエが入った。耳内に吸血痕がみられた。 <5月>	 成虫、黒褐色、1.3mm	トリチスイコバエ (ハエ目)	成虫は雌雄ともども様々な野鳥(ヒナ)に寄生、吸血する。幼虫は巣の有機物を摂食する。
台所に多数のアリがみられる。 <10月>	 成虫(働きアリ)、茶褐色、1mm	サクラアリ (ハチ目)	日の当たる乾燥した石下、落葉層、倒木内などに巣を造る。甘味を求めて家屋内に侵入することもある。羽アリの飛出は10～11月である。

相談内容・発生状況等	写真 (状態、体色、大きさ)	同定結果	生態・その他
<p>マンション8階のベランダに黒い虫が多数飛来する。 <10月></p>	 <p>成虫(雄)、黒色、2mm</p>	<p>ヤマアリ亜科 (ハチ目)</p>	<p>温帯地方では大型で活発な種類を含み、地上活動性の種も多い。営巣場所は多くの種では地中である。アリ類は決まった時期、無数の有翅虫(雌雄成虫)が結婚飛行のため巣から飛び立つ。種類によって結婚飛行の時期は異なる。飛行を終えた雄成虫は、灯火、窓際に多数飛来し、不快害虫となることが多い。</p>
<p>半年程前から、体中を刺されるようになった。居間で虫を発見し採取した。 <3月></p>	 <p>褐色、0.8mm</p>	<p>イエダニ (ダニ目)</p>	<p>本来の宿主はネズミだが、人も頻繁に吸血する。本種に刺された場合、激しい痒みを伴う小発赤・皮疹を起こす。</p>
<p>自宅庭の散水栓近くにクモがみられた。 <10月></p>	 <p>黒褐色、6mm</p>	<p>ヒメグモ科 (クモ目)</p>	<p>形態的にも生態的にもさまざまなタイプを含む。空間に造網する種が多い。</p>
<p>保育園内のホールにおいてあった児童の布団の付近にクモがみられた。 <10月></p>	 <p>茶褐色、5mm</p>	<p>ヒメグモ科 (クモ目)</p>	

【 微生物検査研究課 医動物担当 】

食品中のアフラトキシン検査結果(平成30年度)

当所では、食品中のアフラトキシン検査を行っています。今回は、平成30年6月、10月及び平成31年2月に食品専門監視班が収去した食品の検査結果を報告します。

6月に4検体(アーモンド、クルミ及びゴマ)、9月に6検体(ターメリック、ナツメグ、ブラックペッパー及びホワイトペッパー)の計10検体について総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1、G2)の検査を行いました。検査の結果、表1に示すとおりナツメグから総アフラトキシン $1\mu\text{g}/\text{kg}$ が検出されましたが、規制値を超えるものではありませんでした。

また、2月に市内を流通している牛乳2検体についてアフラトキシンM1の検査を行いました。検査の結果、表2に示すとおり全て不検出でした。

表1 総アフラトキシンの検査結果

食品の種類	検体数	検出数	結果 $\mu\text{g}/\text{kg}$	規制値 $\mu\text{g}/\text{kg}$
アーモンド	1	0	不検出	} 10
クルミ	1	0	不検出	
ゴマ	2	0	不検出	
ターメリック	1	0	不検出	
ナツメグ	1	1	1	
ブラックペッパー	2	0	不検出	
ホワイトペッパー	2	0	不検出	
計	10	1	—	—

(検出限界: $1\mu\text{g}/\text{kg}$)

表2 アフラトキシンM1の検査結果

食品の種類	検体数	検出数	結果 $\mu\text{g}/\text{kg}$	規制値 $\mu\text{g}/\text{kg}$
牛乳	2	0	不検出	0.5

(検出限界: $0.05\mu\text{g}/\text{kg}$)

【 理化学検査研究課 微量汚染物担当 】

アレルギー物質を含む食品の検査結果(平成31年1月～2月)

現在、食物アレルギーの原因となることが知られている食品原材料のうち、発症数が多いものや重篤度の高いもの7品目(卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに)が特定原材料として指定されています。加工食品にこれら特定原材料を含む場合、その旨を表示することが義務付けられています。しかし、表示の記載漏れや製造・調理施設での混入(コンタミネーション)等により、食物アレルギーを持つ人がその食品を知らずに食べることで、じん麻疹、下痢、呼吸困難等のアレルギー症状を引き起こし、中には死に至るケースもあります。そのため、横浜市では主に特定原材料の表示がない食品の検査を行い、食品の安全を確認しています。

平成31年1月及び2月に、各区福祉保健センターが市内の小学校及び保育園から収去した特定原材料除去給食について、卵、乳、小麦の検査を行いました。今回、これらの検査結果を報告します。

1 卵の検査

卵除去給食47検体について、卵の検査を行いました。ELISA法によるスクリーニング検査の結果、全て陰性(10ppm未満)でした(表1)。

表1 卵の検査結果

検体名	検体数	陽性数
弁当・そうざい類 (親子丼の具、かきたま汁等)	47	0

2 乳の検査

乳除去給食47検体について、乳の検査を行いました。ELISA法によるスクリーニング検査の結果、全て陰性(10ppm未満)でした(表2)。

表2 乳の検査結果

検体名	検体数	陽性数
弁当・そうざい類 (ポタージュ、ホワイトシチュー等)	47	0

3 小麦の検査

小麦除去給食16検体について、小麦の検査を行いました。ELISA法によるスクリーニング検査の結果、全て陰性(10ppm未満)でした(表3)。

表3 小麦の検査結果

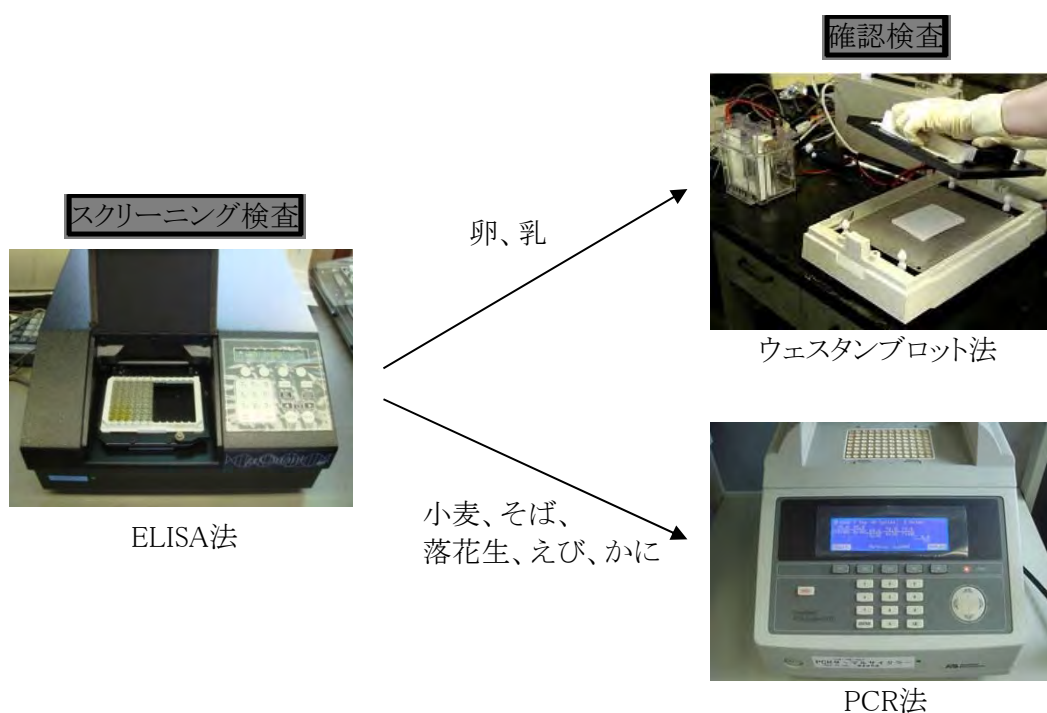
検体名	検体数	陽性数
弁当・そうざい類 (ポークカレー、すいとん等)	16	0

「スクリーニング検査」と「確認検査」について

アレルギー物質を含む食品の検査では、まず、スクリーニング検査で陽性の可能性がある検体を選び出します。今回の検査では全て陰性でしたが、陽性の場合、別の検査法で再度陽性の確認を行います。

スクリーニング検査で用いるELISA法は、抗原抗体反応を利用して食品中に含まれる特定のタンパク質(アレルゲン)を検出する方法です。しかし、ELISA法では食品の加工度合いや使用原材料によって偽陽性となることがあります。そのため、スクリーニング検査で陽性となり、原材料表示に特定原材料の記載がなかった場合は確認検査を行います。

確認検査にはウェスタンブロット法とPCR法の2種類があります。卵、乳については、電気泳動によりタンパク質を分子量で分離して抗原抗体反応を行うウェスタンブロット法を用い、小麦、そば、落花生、えび、かには、特異的なDNA領域を増幅して検出するPCR法を用いて確認します。



【 理化学検査研究課 食品添加物担当 】

【トピックス】

ミネラルウォーター類の規格基準の改正(平成30年7月)

ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水をいう)については、クロロホルムや臭素酸が基準値を超えて検出されて回収された事例が報道されています。ミネラルウォーター類の規格基準は平成26年12月に改正され、その際に水道法水質基準が参考にされました。平成30年7月規格基準が一部改正され亜鉛、アンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素、ホウ素の6項目について基準値が変更されました。

これまで基準値が設定されていなかったアンチモンと亜硝酸性窒素に新たに基準値が設定されました。ヒ素、マンガン、ホウ素の基準値は低くなり、亜鉛は基準値がなくなりました。

ミネラルウォーター類は地下水を水源とする製品が多く、ここでは同様に地下水を水源とする専用水道の浄水処理方法と比較し、水質基準などの相違点を紹介します。

1 ミネラルウォーター類の浄水処理方法と地下水を水源とする専用水道の相違点

ミネラルウォーター類および地下水を水源とする専用水道の所管法令および浄水処理方法を表1に示します。ミネラルウォーター類と呼ばれる水のみを原料とする容器詰めされた飲料水は食品衛生法の規制を受け、4種類(ボトルドウォーター、ミネラルウォーター、ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター)に分類されます。水源についてみると、ボトルドウォーターは水道水・蒸留水・純水・海洋深層水・河川水などを水源としているのに対して、ミネラルウォーター、ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーターは地下水を水源としています。このうちナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーターは自然・天然と表示でき、天然の二酸化炭素が溶解している製品もあります。浄水処理については、ナチュラルウォーターとナチュラルミネラルウォーターは沈殿・ろ過・加熱殺菌以外の物理的・化学的処理を行わないものとされています。ヨーロッパ産のナチュラルミネラルウォーター製品は無殺菌・無除菌が原則です。殺菌・除菌有とは加熱殺菌・オゾン殺菌・紫外線殺菌・フィルター除菌の4つを指します。ボトルドウォーターとミネラルウォーターの中には複数の水源を混合したり、カルシウム添加や二酸化炭素注入など成分調整されている製品があります。品質表示では名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・採水地(原産国)・製造者が表示されていますが、殺菌方法など浄水処理方法は明らかにされていません。

一方、横浜市内の地下水を水源とする専用水道では地下水を揚水し浄水処理して前塩素-砂ろ過-塩素消毒などを施し、さらに、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の混入対策として膜ろ過または紫外線殺菌した後、水道水として給水し、給水栓(蛇口)で残留塩素濃度が保持されています。

2 水道法水質基準および食品衛生法規格基準の相違点

水道法水質基準と平成30年7月に一部改正された食品衛生法規格基準を表2に示しました。基準項目数を比較すると水道法では水道水に51項目の水質基準値が設定されていますが、ミネラルウォーター類の成分規格基準項目数は殺菌・除菌有では40項目、殺菌・除菌無では15項目です。項目数の違いは、ミネラルウォーター類にはアルミニウム、鉄、ナトリウム、塩化物イオン、硬度、亜鉛、ハロ酢酸類、フェノール類、界面活性剤、かび臭物質などの成分に規格基準が設定されておらず、1,2-ジクロロエタン、トルエン、亜塩素酸、ジクロロアセトニトリルには規格基準値が設定されているためです。規格基準値は水道法水質基準値と比べて鉛、フッ素、ホウ素、マンガンでは高く、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレンでは低く規定されています。

水道法では水道水に関して、色・濁り・残留塩素濃度の検査を1回/日以上行うこととされ、水質基準51項目(健康に関する31項目と水道水が有するべき性状に関する20項目)の検査は1回/月が義務づけられています。水道水の水源である地下水原水についても39項目の検査が定められ、1回/年の検査で原水の汚染や水質変動を見極め浄水処理工程の見直し等を行うことになっています。一方、食品衛生法ではミネラルウォーター類に関して検査回数に関する規定がありません。製造業者の責任で品質管理されています。

3 ミネラルウォーター類の検査体制の整備

当所では平成30年7月の規格基準改正を踏まえ、検査法の標準実施作業書の整備や妥当性評価を行っています。

表1 ミネラルウォーター類および地下水を水源とする専用水道の所管法令および浄水処理方法

名称	ミネラルウォーター類				水道水	
	ボトルド ウォーター	ミネラル ウォーター	ナチュラル ウォーター	ナチュラルミネラル ウォーター	自己水源型 専用水道水	
法令	食品衛生法				水道法	
	殺菌・除菌有			殺菌・除菌無		
水源	水道水 蒸留水・純水 海洋深層水 河川表流水 湖沼水・氷雪	地下水	地下水 (単独)	地下水(単独) (地層中の無機 塩類が溶解・天 然の二酸化炭 素が溶解)	地下水(単独) (地層中の無機 塩類が溶解・天 然の二酸化炭 素が溶解)	地下水
水源地(産地)	国内			ヨーロッパなど	横浜市内	
水源立地規定	規定なし			周辺地域も 環境保護区	周囲 1km 内の汚染源(廃 棄物処分場・畜舎・農地 など)調査	
浄水処理方法						
前塩素注入	○	×	×	×	×	○
凝集剤注入・凝集	○	×	×	×	×	○
沈殿	○	○	○	○	×	○
ろ過	○	○	○	○	×	○
加熱殺菌	中心部の温度 を85℃で30分	中心部の温度 を85℃で30分	中心部の温度 を85℃で30分	中心部の温度 を85℃で30分	×	×
オゾン殺菌	○	○	○	○	×	○
紫外線殺菌	○	○	○	○	×	○
膜ろ過	フィルター孔径	フィルター孔径	フィルター孔径	フィルター孔径	×	限外・逆浸透・ イオン交換・精密ろ過
フィルターろ過	0.45 μm以下	0.45 μm以下	0.45 μm以下	0.45 μm以下		
後塩素注入	○	×	×	×	×	○
曝気	○	○	×	×	×	×
ミネラル調整 (添加・除去)	塩化Ca・炭酸 水素Na添加な ど	塩化Ca・炭酸水 素Na添加など	×	×	×	×
複数水源 混合	○	ナチュラルミネ ラルウォーター を複数混合	×	×	×	水道水と地下水 地下水と地下水
二酸化炭素圧入	○	○	×	×	×	×
脱気	○	○	×	×	×	×
原材料名	水(水道水)など	鉱水・鉱泉水・湧水・温泉水・浅井戸水・深井戸水・伏流水				—
水質基準 または成分規格	一般規格4項目(混濁、沈殿物または固形の異物、スズ、大腸菌群)					外観(色調、濁り、浮遊 物、沈殿物、泡立ち等)・ 消毒の残留効果
	殺菌・除菌有 40項目			殺菌・除菌無 15項目		51項目
検査回数	規定なし					1回/日または1回/月

加熱殺菌、オゾン殺菌、紫外線殺菌、フィルター除菌:殺菌・除菌有の4つの浄水処理

表2 水道法水質基準と食品衛生法規格基準 (平成30年7月13日改正)

水道水質基準 (51項目)検査基準値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
		殺菌又は除菌を行わないもの(15項目)	殺菌又は除菌を行うもの(40項目)
03	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.003mg/L以下であること	カドミウム 0.003mg/L以下であること
04	水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/L以下であること	水銀 0.0005mg/L以下であること
05	セレン及びその化合物	セレンの量に関して0.01mg/L以下であること	セレン 0.01mg/L以下であること
06	鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/L以下であること	鉛 0.05mg/L以下であること
07	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/L以下であること	ヒ素 0.01mg/L以下であること
08	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05mg/L以下であること	六価クロム 0.05mg/L以下であること
09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること	亜硝酸性窒素 0.04mg/L以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して0.01mg/L以下であること	シアン(シアンイオン及び塩化シアン) 0.01mg/L以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L以下であること
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/L以下であること	フッ素 2mg/L以下であること
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して1.0mg/L以下であること	ホウ素 5mg/L以下であること
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	— 0.002mg/L以下であること
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	— 0.04mg/L以下であること
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること	— シス体とトランス体の和として 0.04mg/L以下であること
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	— 0.02mg/L以下であること
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	— 0.01mg/L以下であること
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	— 0.004mg/L以下であること
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること	— 0.01mg/L以下であること
21	塩素酸	0.6mg/L以下であること	— 0.6mg/L以下であること
22	クロ酢酸	0.02mg/L以下であること	—
23	クロホルム	0.06mg/L以下であること	— 0.06mg/L以下であること
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	—
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	— 0.1mg/L以下であること
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること	— 0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	— 0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること	—
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	— 0.03mg/L以下であること
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	— 0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	— 0.08mg/L以下であること
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して1.0mg/L以下であること	—
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.2mg/L以下であること	—
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して0.3mg/L以下であること	—
35	銅及びその化合物	銅の量に関して1.0mg/L以下であること	銅 1mg/L以下であること
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して200mg/L以下であること	—
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して0.05mg/L以下であること	マンガン 0.4mg/L以下であること

表2 つづき

水道水質基準 (51項目)検査基準値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
		殺菌又は除菌を行 わないもの	殺菌又は除菌を行う もの
38	塩化物イオン	200mg/L 以下であること	—
39	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下であること	—
40	蒸発残留物	500mg/L 以下であること	—
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下であること	—
42	ジエオスミン	0.00001mg/L 以下であること	—
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/L 以下であること	—
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下であること	—
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/L 以下であること	—
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下であること	— 有機物(全有機炭素) 3mg/L以下であること
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下であること	—
48	味	異常でないこと	— 異常でないこと
49	臭気	異常でないこと	— 異常でないこと
50	色度	5 度以下であること	— 5度以下であること
51	濁度	2 度以下であること	— 2度以下であること

水質管理目標設定項目目標値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
		殺菌又は除菌を行 わないもの	殺菌又は除菌を行う もの
01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	アンチモン 0.005以下であること
05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	— 0.004mg/L以下 であること
08	トルエン	0.4mg/L 以下	— 0.4mg/L以下 であること
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	— 0.6mg/L以下 であること
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)	— 0.01mg/L以下 であること
16	残留塩素(遊離)	1mg/L 以下	— 残留塩素 3mg/L 以下であること
16	残留塩素(結合)		

要検討項目目標値 (抜粋)		食品衛生法 清涼飲料水に係る成分規格 ミネラルウォーター類	
		殺菌又は除菌を行 わないもの	殺菌又は除菌を行う もの
02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L 以下	バリウム 1mg/L 以下であること

【 理化学検査研究課 環境化学担当 】

横浜市感染症発生動向調査報告 3月

《今月のトピックス》

- 風しんの報告数が多い状態が続いています。
30～40歳代の男性が中心ですが、50～60歳代の報告もあります。
(詳しくは横浜市衛生研究所ホームページ臨時情報の[風しん情報](#)をご覧ください)

◇ 全数把握の対象

〈3月期に報告された全数把握疾患〉

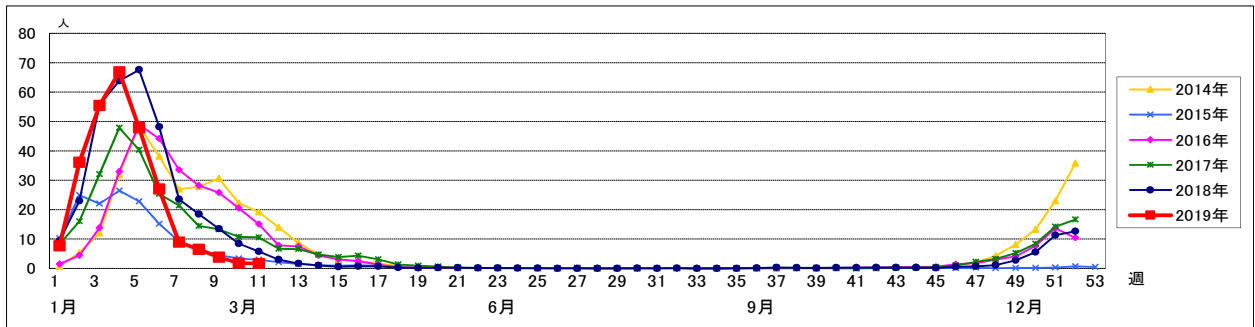
腸管出血性大腸菌感染症	1件	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2件
E型肝炎	1件	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2件
A型肝炎	2件	侵襲性肺炎球菌感染症	7件
デング熱	1件	梅毒	4件
レジオネラ症	4件	百日咳	15件
アメーバ赤痢	5件	風しん	14件
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4件	—	—

- 腸管出血性大腸菌感染症: O157の無症状病原体保有者の報告が1件ありました。
- E型肝炎: 感染経路等不明の報告が1件ありました。
- A型肝炎: 同性間の性的接触によると推定される報告が2件ありました。
- デング熱: インドでの蚊からの感染と推定される報告が1件ありました。
- レジオネラ症: 肺炎型の報告が4件あり、感染経路等不明でした。
- アメーバ赤痢: 腸管アメーバ症の報告が4件、腸管および腸管外アメーバ症の報告が1件ありました。経口感染と推定される報告が2件、感染経路等不明が3件でした。
- カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症: 4件の報告があり、感染経路等不明でした。
- 劇症型溶血性レンサ球菌感染症: 60歳代のA群の報告が2件ありました。
- 侵襲性インフルエンザ菌感染症: 幼児の報告が1件(ワクチン接種あり)、90歳代の報告が1件(ワクチン接種不明)ありました。
- 侵襲性肺炎球菌感染症: 小児の報告が1件(ワクチン接種あり)、50歳代の報告が1件(ワクチン接種なし)、60歳代の報告が1件(ワクチン接種不明)、70歳代の報告が4件(ワクチン接種なし2件、不明2件)ありました。
- 梅毒: 4件の報告(早期顕症梅毒Ⅰ期2件、早期顕症梅毒Ⅱ期2件)がありました。感染地域は国内3件、フィリピンが1件でした。感染経路はいずれも異性間性的接触で、性別はいずれも男性でした。
- 百日咳: 10歳未満では幼児が4件(ワクチン接種あり3件、不明1件)、小児が4件(いずれもワクチン接種あり)の報告があり、10歳代で5件(いずれもワクチン接種あり)、40歳代で1件(ワクチン接種不明)、50歳代で1件(ワクチン接種不明)の報告がありました。
- 風しん: 検査診断例14件が報告されています。20歳代4件(いずれもワクチン接種不明)、30歳代2件(いずれもワクチン接種不明)、40歳代5件(ワクチン接種なし2件、不明3件)、50歳代2件(いずれもワクチン接種不明)、60歳代1件(ワクチン接種不明)でした。男性12件、女性2件でした。

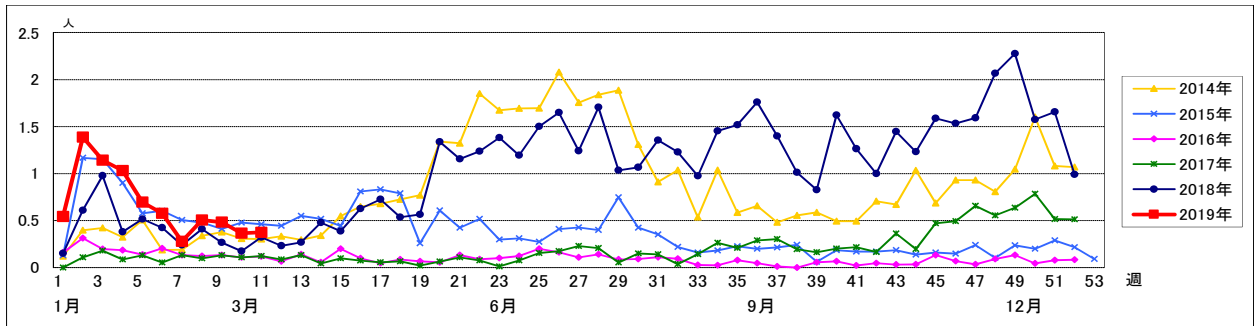
◇ 定点把握の対象

1 インフルエンザ: 2018年第48週に定点あたり1.07にて流行開始し、第51週に11.31にて注意報発令、2019年第2週に36.08にて警報発令されました。第4週に66.88でピークとなった後、第7週に8.91にて警報解除となりました。第11週は1.63となっています。

報告週対応表	
第9週	2月25日～ 3月3日
第10週	3月4日～ 3月10日
第11週	3月11日～ 3月17日



2 伝染性紅斑: 2017年第45週頃より増加傾向となり、例年と比べて高値で推移しています。2018年第48週で2.07となり警報発令基準を上回りましたが、第11週では定点あたり0.38となっており、警報解除基準値を下回っています。



3 性感染症(2月)

性器クラミジア感染症	男性:23件	女性:21件	性器ヘルペスウイルス感染症	男性: 2件	女性:16件
尖圭コンジローマ	男性: 8件	女性: 3件	淋菌感染症	男性: 8件	女性: 2件

4 基幹定点週報

	第9週	第10週	第11週
細菌性髄膜炎	0.00	0.33	0.00
無菌性髄膜炎	0.00	0.00	0.00
マイコプラズマ肺炎	0.00	0.00	0.00
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0.00	0.00	0.00
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	0.67	0.67	1.00

5 基幹定点月報(2月)

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	4件	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	1件
薬剤耐性緑膿菌感染症	0件	—	—

【 感染症・疫学情報課 】

◇ 病原体定点からの情報

市内の病原体定点は、小児科定点:8か所、インフルエンザ(内科)定点:4か所、眼科定点:1か所、基幹(病院)定点:4か所の計17か所を設定しています。

検体採取は、小児科定点とインフルエンザ定点では定期的に行っており、小児科定点は8か所を2グループに分けて毎週1グループで実施しています。

眼科と基幹定点では、検体採取は対象疾患の患者から検体を採取できたときにのみ行っています。

〈ウイルス検査〉

3月に病原体定点から搬入された検体は、小児科定点42件、内科定点18件、基幹定点5件、眼科定点1件で、定点外医療機関からは8件でした。

4月8日現在、ウイルス分離23株と各種ウイルス遺伝子16件が検出されています。

表 感染症発生動向調査におけるウイルス検査結果(3月)

主な臨床症状 分離・検出ウイルス	上 気 道 炎	イン フル エン ザ	咽 (ア デ ノ 結 膜 感 染 症 熱)	胃 腸 炎	R S ウ イ ル ス 感 染 症	h M P V ウ イ ル ス 感 染 症
インフルエンザ AH1pdm09型		7				
インフルエンザ AH3型		12 2				
パラインフルエンザ 2型	1					
アデノ 2型	1		1			
アデノ 41型				1		
ヒトコロナ	3					
ヒューマンメタニューモ						2
RS					2	
ライノ	5					
ノロ G2型				2		
合計	2 8	19 2	1 0	1 2	0 2	0 2

上段:ウイルス分離数/下段:遺伝子検出数

【 微生物検査研究課 ウイルス担当 】

〈細菌検査〉

3月の「菌株同定」依頼は、基幹定点から下痢原性大腸菌3件、肺炎球菌3件、サルモネラ属菌1件、ノカルデア属2件、バルトネラ属1件、カプノサイトファーガ属1件となっており、非定点からは、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌1件の依頼がありました。

保健所からは、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌4件、インフルエンザ菌2件、肺炎球菌1件、劇症型溶血性レンサ球菌1件等の依頼がありました。

「分離同定」に関しては、基幹定点からレプトスピラ2件、保健所から喀痰のレジオネラ属菌2件の検査依頼がありました。

小児科定点からは、A群溶血性レンサ球菌4件の検査依頼がありました。

表 感染症発生動向調査における細菌検査結果(3月)

菌株同定	項目	検体数	血清型等	
医療機関 基幹定点	下痢原性大腸菌	3	EAggEC:O15、病原関連遺伝子不検出:O169、O18	
	肺炎球菌	3	<i>Streptococcus pneumoniae</i> 型別不能(1)、20型(血液(1)・髄液(1))	
	サルモネラ属菌	1	<i>Salmonella</i> Enteritidis	
	ノカルデア属	2	<i>Nocardia abscessus</i> 、 <i>Nocardia beijingensis</i>	
	バルトネラ属	1	<i>Bartonella henselae</i>	
	カプノサイトファーガ属	1	<i>Capnocytophaga canimorsus</i>	
非定点	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	1	<i>Staphylococcus aureus</i> TSST-1産生	
保健所	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	4	<i>Escherichia coli</i> (1)、 <i>Enterobacter cloacae</i> (3)	
	インフルエンザ菌	2	<i>Haemophilus influenzae</i> 型別不能	
	肺炎球菌	1	<i>Streptococcus pneumoniae</i> 15型	
	劇症型溶血性レンサ球菌	1	A群溶血性レンサ球菌 T4型	
分離同定	項目	材料	検体数	同定、血清型等
医療機関 基幹定点	レプトスピラ	血清	1	不検出(nested-PCR)
	レプトスピラ	尿	1	不検出(nested-PCR)
保健所	レジオネラ属菌	喀痰	2	<i>Legionella pneumophila</i> 1群(培養法)
小児科サーベイランス	項目	検体数	同定、血清型等	
小児科定点	A群溶血性レンサ球菌	4	A群T1(1)、A群T型別不能(3)	

【 微生物検査研究課 細菌担当 】

衛生研究所WEBページ情報

横浜市衛生研究所ホームページ(衛生研究所WEBページ)は、平成10年3月に開設され、感染症情報、保健情報、食品衛生情報、生活環境衛生情報等を提供しています。

今回は、平成31年3月のアクセス件数、アクセス順位、電子メールによる問い合わせ、WEB追加・更新記事について報告します。

なお、アクセス件数については市民局広報課から提供されたデータを基に集計しました。平成31年3月26日より、新しいホームページへの移行に伴い、URLの変更が行われ、平成31年4月以降のアクセス件数は、新しいホームページでの集計となります。

1 利用状況

(1) アクセス件数

平成31年3月の総アクセス数は、103,249件でした。前月に比べ約40%減少しました。主な内訳は、横浜市感染症情報センター*167.3%、保健情報11.4%、検査情報月報2.4%、生活環境衛生2.3%、食品衛生1.9%、薬事0.9%でした。

*1 横浜市では、衛生研究所感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターを設置しており、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、これらを速やかに提供・公開しています。

(2) アクセス順位

3月のアクセス順位(表1)を見ると、感染症に関する項目が、大半を占めています。

1位は、電子パンフレット「疥癬(かいせん)ってなあに?」、2位は、「横浜市インフルエンザ流行情報12号(2018/2019)」、3位は、「大麻(マリファナ)について」でした。3月に入り、インフルエンザの流行がおさまってきています。

表1 平成31年3月 アクセス順位

順位	タイトル	件数
1	電子パンフレット「疥癬(かいせん)ってなあに?」	7,694
2	横浜市インフルエンザ流行情報12号(2018/2019)	7,006
3	大麻(マリファナ)について	6,541
4	横浜市感染症情報センタートップページ	5,339
5	インフルエンザ流行情報(2018/2019)	4,273
6	衛生研究所トップページ	3,490
7	EBウイルスと伝染性単核症について	1,793
8	ノロウイルスによる感染性胃腸炎について	1,733
9	B群レンサ球菌(GBS)感染症について	1,468
10	24時間風呂を使っているのですが…	1,377

データ提供: 市民局広報課

*URLが変更になっています。

「電子パンフレット「疥癬(かいせん)ってなあに?」に関連する情報

<http://archive.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/punf/pdf/kaisen.pdf>

「横浜市インフルエンザ流行情報12号(2018/2019)」に関連する情報

<http://archive.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/rinji/influenza/2018/rinji12.pdf>

「大麻(マリファナ)について」に関連する情報

<http://archive.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/health-inf/info/marijuana.html>

(3) 電子メールによる問い合わせ

平成31年3月の問い合わせは、1件でした(表2)。

表2 平成31年3月 電子メールによる問い合わせ

内容	件数	回答部署
出版物への衛研の紹介記載について	1	感染症・疫学情報課

2 追加・更新記事

平成31年3月に追加・更新した主な記事は、11件でした(表3)。

表3 平成31年3月 追加・更新記事

掲載月日	内容	備考
3月 1日	横浜市風しん流行情報15号	掲載
3月 5日	感染症に気をつけよう(3月号)	掲載
3月11日	アメリカ合衆国の大人の定期予防接種について	更新
	アメリカ合衆国のこどもの定期予防接種について	更新
	アメリカ合衆国の大人の定期予防接種(2018年)	掲載
	アメリカ合衆国のこどもの定期予防接種(2018年)	掲載
3月14日	ゾフルーザ未使用の患者検体からのゾフルーザ感受性低下インフルエンザウイルスの検出について	掲載
	横浜市風しん流行情報16号	掲載
3月18日	インフルエンザウイルスのインフルエンザ治療薬(抗ウイルス剤)に対する耐性について	更新
	A型インフルエンザウイルスのアマンタジンに対する耐性について	更新
3月25日	平成31年度 衛生研究所ファイルサーバ運用支援業務委託の公募について	掲載

【 感染症・疫学情報課 】